九州大学大学院農学研究院等伊都植物圃場施設共同利用要領（案）

（趣旨）

第１条　九州大学大学院農学研究院等伊都植物圃場施設（以下「植物圃場施設」という）を教育、研究、社会連携（研修・見学・取材等）の目的で共同利用する場合は、この要領（案）（以下「本要領（案）」という）を遵守すること。

２　植物圃場施設の管理運営については、九州大学大学院農学研究院等伊都植物圃場施設共同利用内規（案）の定めるところによるもののほか、本要領（案）の定めるところによる。

（利用資格）

第２条　農学研究院及び関連施設に所属し、農学研究院の理念に沿った教育研究を行う教職員で、植物圃場施設の利用を必須とする者（但し、気象ステーションを利用する場合は、この限りではない）。

２　農学研究院及び関連施設の教育研究の遂行上、伊都植物圃場施設管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という）が必要と認めた教職員。

（利用申請）

第３条　植物圃場施設を利用しようとする者は、所定の様式により、管理運営委員会が半年毎におこなう公募に応募し、管理運営委員会の許可を得なければならない。

２　植物圃場施設の利用を許可された者（以下「利用者」という）は、当該利用の途中において、許可内容を変更する必要が生じた場合は、管理運営委員会に願い出て、委員会の許可を受けなければならない。

３　次のいずれかに該当する場合は、利用が制限されるか又は許可されないことがある。

（１）農学研究院及び関連施設の教育、研究、社会連携のいずれにも該当しないと判断される場合

（２）利用内容が他の利用者の教育研究に対して支障をきたすと判断される場合

（３）利用施設がすでに他の利用者によって使用されている場合

（４）その他、管理運営委員会が適正でないと認める場合

（利用期間）

第４条　植物圃場施設の利用期間は、半年毎に更新する。ただし、管理運営委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

２　利用者は、許可された利用期間を超えて利用を希望するときは、公募期間に先立ち、管理運営委員会に願い出て、管理運営委員会の許可を受けなければならない。

（利用料金）

第５条　利用者は、利用を許可された植物圃場施設の利用にあたって、管理運営委員会で定められた利用料を負担し、管理運営委員会で許可された方法に従って支払わなければならない。

２　利用料および支払方法については、毎年度、施設ごとの維持管理費用に基づいて、管理運営委員会によって見直しを行い、共同利用公募時に公表されるものとする。

３　委員長は、特段の事情があると認める場合には、管理運営委員会の承認を得て、利用料

の変更および支払方法の変更を許可できるものとする。
（適正利用）
第６条　利用者は、本規則（案）の定めに従い植物圃場施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。
２　委員長は、利用者が本規則（案）に違反したとき、又は植物圃場施設の運営管理上支障があると認めるときは、管理運営委員会の承認を得て、当該利用の許可を取り消し、または中止させるとともに、植物圃場施設からの退去を命ずるものとする。
（禁止行為）
第７条　利用者は、植物圃場施設において、次に掲げることを実施することができない。
（１）植物圃場施設の利用目的、利用許可条件等から逸脱している行為
（２）利用内容が他の利用者の教育研究に対して支障をきたす行為
（３）当初利用計画からの無許可での大幅な内容の変更
（４）新たな施設、設備の無許可での設置
２　前項に関わらず、管理運営委員会が必要と認めた場合は、植物圃場施設において実施することができる。
（原状回復）
第８条　利用者は、植物圃場施設の利用が終了したとき、又は利用の許可を取り消され、当該施設からの退去を命ぜられたときには、施設、設備、備品等（以下「設備等」という）を原状に戻し、速やかに退去しなければならない。ただし、次に掲げる場合で、管理運営委員会が認めたときはこの限りではない。
（１）新たに設けた施設、設備を植物圃場施設として共同利用へ供する場合
（２）新たに設けた施設、設備が利用者全体の公益に適う場合
（３）施設、設備の改変によって、原状よりも付加価値が得られる場合
２　原状回復に必要な労力および経費は利用者が負担しなければならない。
３　原状回復の意志がないと管理運営委員会が判断した場合は、管理運営委員会の主導で原状回復する。ただし、それにかかる経費は申請責任者が負担しなければならない。
（利用上の責任）
第９条　利用期間中の施設、設備および植物体の管理は、利用者の責任において行うこと。
２　利用者は、その責に帰すべき事由により設備等を滅失、破損又は汚損したときには、その損害を賠償しなければならない。
３　教育研究で植物圃場施設を利用する場合は、責任者を明確にし、利用期間中の利用者の安全に配慮すること。
４　社会連携（研修・見学・取材等）で植物圃場施設を使用する場合は、知的財産保護の観点から、事前に管理運営委員会の了解を得なければならない。

附則
この要領（案）は、令和　年　月　日から施行し、令和　年　月　日から適用する。